

交通事故等による死亡者に係る免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（例規）

（最終改正：令和 7 年 6 月 23 日 運免第 52 号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察における被害者対策については、「和歌山県警察被害者対策要綱の制定について（例規）」（平成 8 年 4 月 1 日付け総、務、生企、捜一、交企、公第 21 号）等により推進しているところであるが、この度、標記のことについて、別記のとおり定め、平成 9 年 6 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

交通事故等による死亡者に係る免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領

第 1 趣旨

運転免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）の送付に係る情報提供業務は、法令の規定に基づき又は任意に行っているところであるが、対象者が交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認している場合にこれを行うことは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることにもなる。

そこで、被害者対策の一環として、このような場合には、更新連絡書等の発送停止措置を講じることとしたものである。

第 2 対象者及び対象文書

1 更新連絡書等の発送停止対象者

- (1) 次の者（警察において死体を取扱った場合に限る。）のうち、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所（居所）地の如何を問わない。(2)において同じ。）

ア 交通事故により死亡した者

イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者

ウ 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者

エ その他ア～ウ以外で死亡した者

- (2) (1)に掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの

2 発送停止対象文書

- (1) 更新連絡書（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 101 条第 3 項の規定に基づく書面をいう。）
- (2) 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和 50 年法律第 57 号）第 29 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく書面をいう。）
- (3) 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

第 3 措置要領

1 第 2 の 1 の対象者を取り扱った場合等の措置

対象者の取扱所属（警察本部においては担当の課又は隊（以下「本部担当課等」という。）、警察署においては担当課（以下「署担当課」という。）は、対象者の人定事項を別記様式により記載し、本部担当課等にあつては直接警察本部運転免許課（以下「運転免許課」という。）へ通報し、また、署担当課（交通課を除く。以下同じ。）にあつては警察署交通課（以下「署交通課」という。）に提出し、署交通課において対象者の免許照会を行った上、当該者が運転免許を有する場合は、運転免許課へ通報するものとする。

なお、警察において死亡確認及び身元確認は行っていない者が、運転免許を受けていたという事実及び死亡したという事実に関する情報の提供をその者の遺族から受けた場合には、当該者について、本部担当課等にあつては運転免許課へ、また、署担当課にあつては署交通課へ、別記様式又はその他の方法により連絡の上、遺族の意向を考慮して必要な措置をとるものとする。

2 通報を受けた場合の措置

- (1) 運転免許課は、本部担当課等から1に係る通報があつた場合で、通報に係る対象者の免許照会を行った結果、運転免許を有するものであつたとき及び署交通課から1に係る通報があつた場合には、当該対象者の免許情報に関して、必要なリストを作成して6年間保存することとした上で、警察庁の運転者管理システムにおいて、当該対象者の免許情報記録を抹消するものとする。
- (2) 運転免許課は、対象者の住所（居所）地が、他の都道府県にある場合は、速やかに、別記様式により当該都道府県の運転免許担当課へ通報するものとする。

第4 通報連絡体制の確立

- 1 本部担当課等及び運転免許課の長及び警察署長は、本措置の円滑な推進等を図るため、通報連絡責任者を指名し、相互の連絡を密にするものとする。
- 2 通報連絡責任者に異動等が生じた場合は、これに代わるべき者を速やかに指名し、運転免許課へ通報するものとする。

（別記様式省略）